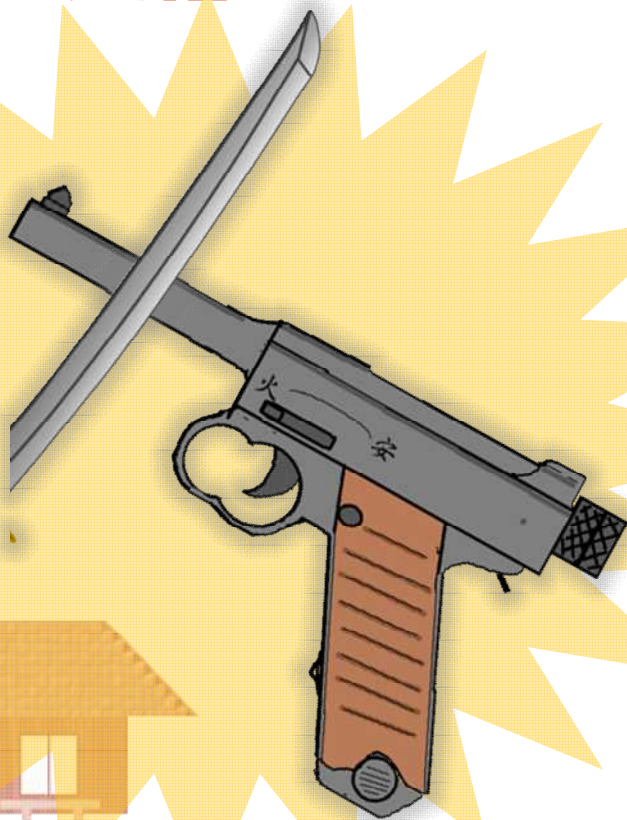


遺品銃砲・刀剣類など発見時は 最寄りの警察署に連絡を！

思わぬ
事故・事件

銃刀法
違反



遺品整理、家屋の改築等により、自宅から、銃砲・刀剣類が発見されることがあります。そのままにしておくと、暴発などの思わぬ事故に巻き込まれる可能性があるだけでなく、発見者自身が罪に問われてしまう可能性があります。

✓ 届出義務

銃砲刀剣類を発見し、又は拾得した場合、速やかに最寄りの警察署に届出なければなりません。

発見者が速やかに届出を行わない場合は、銃刀法違反となる場合があります。

✓ 許可・登録の手続き

発見した銃砲刀剣類を合法的に所持しようとする場合は、所要の手続きにより、許可又は登録を受ける必要があります。登録等を受けるまでは、他の人に譲り渡すこともできません。

(※許可・登録の対象となるためには、審査の結果美術品として価値があると判断されるなどの条件があります。発見された銃砲・刀剣類が必ずしも許可・登録の対象となるとは限らない点に留意してください。)

✓ 回収

許可・登録等がなく所持をすると不法所持となります。最寄りの警察署に連絡してください。警察署で回収します。

まずは、最寄りの警察署の生活安全課に相談を！！

徳島中央署(088-624-0110)徳島名西署(088-632-0110)徳島板野署(088-698-0110)
鳴門署(088-685-0110)小松島署(0885-32-0110)阿南署(0884-22-0110)牟岐署(0884-72-0110)
阿波吉野川署(0883-25-6110)美馬署(0883-52-0110)三好署(0883-72-0110)